

# 日本地域学会設立 50 周年記念事業に関する規程

平成 22 年 10 月 9 日 制定

## (目的)

第 1 条 この規程は、日本地域学会（以下、本学会）会則第 4 条第六号の規定に基づき、本学会が西暦 2012 年 6 月 19 日に設立 50 周年を迎えるにあたり、本学会が日本地域学会設立 50 周年記念事業（以下、記念事業）を実施するために必要な事項について定める。

## (記念事業実施期間)

第 2 条 記念事業の実施は平成 22 年度年次大会の開催時期に始まり、平成 24 年度年次大会の開催時期に終了する。ただし、この期間に開催される記念事業に付随または関連して行われる活動や小規模の事業はこの限りではない。

## (記念事業の内容)

第 3 条 本学会は、以下に掲げる記念事業を実施する。

- 一 設立 50 周年記念誌（以下、記念誌）の発行
- 二 設立 50 周年記念シンポジウム
- 三 設立記念 50 周年ワークショップ
- 四 関連学協会との連携による設立 50 周年記念シンポジウムおよび設立 50 周年記念ワークショップ
- 五 設立 50 周年記念特別表彰（以下、特別表彰）
- 六 その他、理事会が承認した記念事業

## (経費)

第 4 条 記念事業の実施に必要な経費は、すべて以下の各号の収入で賄う。

- 一 記念誌販売収入
- 二 会員および非会員による寄付金収入

## (記念誌販売価格)

第 5 条 記念誌の販売価格は、1 冊 5,000 円とする。

## (会員の寄附)

第 6 条 会員は、一口 5,000 円として、記念事業実施期間中に一口以上の寄附を行うことができる。

2. 前項の規定にかかわらず、記念事業実施期間中に、会員が記念誌を1冊以上購入する意思を明示した場合には、その会員については前項の寄付が一口でなされたものとみなす。

3. 第1項に規定する寄附を行った会員には、原則として、その求めに応じて記念誌1冊を記念品として贈呈する。

4. 本学会役員がおこなう寄付金の口数については、理事会の議を経て別に定める。この場合、第2項の規定を準用する。

#### (非会員の寄付)

第7条 本学会は、本学会の活動と記念事業に理解を示し、記念事業の実施に協力を申し出た非会員である個人および団体等からの寄付金を広く受け付ける。

#### (記念誌の優先的発行)

第8条 第4条第一号および第6条第1項に基づく総収入は、第3条第一号に規定する記念誌の発行に必要な経費の充実に優先的に支出する。

#### (その他の事業の経費)

第9条 第3条第二号から第六号に規定する記念事業の経費は、原則として第4条第二号の非会員による寄付金収入によって賄う。

#### (事業委員会)

第10条 記念事業の企画、立案、実施およびこれに関連する活動を所掌するため、本学会に設立50周年記念事業委員会（以下、事業委員会）を設置する。

2. 事業委員会の構成は、理事会の議を経て別に定める。

#### (各種委員会)

第11条 記念事業の遂行を円滑かつ効果的に行うため、事業委員会内に次の各種委員会をおく。

- 一 設立50周年記念事業実行委員会（以下、実行委員会）
- 二 設立50周年記念誌編集委員会（以下、編集委員会）
- 三 設立50周年記念事業寄付金委員会（以下、寄付金委員会）
- 四 設立50周年記念事業予算委員会（以下、予算委員会）

2. 前項の各種委員会の構成は、理事会の議を経て別に定める。

#### (各種委員会の職掌)

第12条 実行委員会は、第3条第二号、第三号、第四号および第六号の記念事業を職掌する。

2. 編集委員会は、記念誌の企画、編集、出版を職掌する。
3. 寄付金委員会は、非会員による寄付金の募集、勧誘等を職掌する。
4. 予算委員会は、記念事業の実施に係る予算を職掌する。

(特別表彰)

第 13 条 特別表彰は、事業委員会が職掌する。

2. この規程で職掌が定まらないその他の事項については、実行委員会が職掌する。

(任期)

第 14 条 第 10 条および第 11 条に定める委員会委員の任期等は、原則として本学会役員の任期に準じる。ただし、再任を妨げない。

(清算)

第 15 条 記念事業が終了した時点で、記念事業の実施に要した総経費を第 4 条に規定する総収入で賄い、なお残余がある場合には、その取り扱いについては理事会の議決に従う。

2. 上記において、不足がある場合には、その取扱いについては理事会の議決に従う。

(改正)

第 15 条 この規程は、理事会の議を経て改正することが出来る。

附則

(施行)

この規程は、成立と同時に施行する。